



松浦地域(松浦市・福島町・鷹島町)

第7号

2005.4.15発行

合併協議会だより

編集・発行 松浦地域合併協議会事務局 松浦市志佐町里免365番地(松浦市役所2階)

TEL 0956-72-1111(松浦市役所代表) FAX 0956-72-4771

ホームページ http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/ E-mail matsugappei@wine.ocn.ne.jp

“知事に合併を申請”



知事と懇談する関係者



合併申請書を手渡す吉山会長(3月17日:県庁)

松浦地域合併協議会の3市・町長は、3月17日(木)長崎県庁において、関係議会議長同席のもと、金子知事に廃置分合(合併)の申請書を提出しました。

県においては、4月1日に開催された臨時県議会の議決を経て、4月6日に知事が廃置分合(合併)を決定し、総務大臣へ届出が行われました。

今後、総務大臣の告示により合併の効力が発生することになり、「平成18年1月1日」の新“松浦市”の誕生が正式に決定します。

市町村合併の現状について

全国各地において市町村合併の話題が出ない日はないほど、盛んな論議が行われてきましたが、合併特例法の申請期限である三月三十一日を迎えたことから、議論も、段落し、各地域の合併申請により、新しい自治体の枠組みが明らかになってきました。

◎全国状況について

平成の大合併が始まる前の平成十一年三月三十一日に三千二百三十二あった全国の市町村数は来年三月末には千八百二十二に再編される見込みとなり、約四割の千四百十が減少することとなります。

◎県内の状況について

平成の合併第一号として対馬市、杵岐市が誕生する前の平成十六年二月末には七十九市町村が存在しまし

たが、約七割にあたる五十六市町村が減少し、二十三市町となる見込みです。
〔別表一及び別表二のとおりに〕

これは、広島、愛媛に次いで、全国で第三位の減少率です。

今回特に合併が推進されたのは、次のような背景がありました。

① 地方分権社会への進展に

対応し、自治体の規模拡大による自治能力の向上を図る。

② 国と地方の

厳しい財政状況、三位一体の改革に対し、行政の効率化、行政経費の削減による行財政

③ 基盤の強化を進める。人口の減少、少子高齢社会に対応するために、自治体の人口規模を増大して、地域活力を維持し、

給付と負担の均衡を図る。

④ これまでの合併特例法で最も優遇された支援措置を受けるためには、本年三月までに県知事に合併を申請し、十八年三月までに合併する必要がある。今回特に合併が推進されたのは、(本年四月以降の申請では、合併特例法の制度がなくなる等優遇措置が縮小されました。)

県内の状況

別表 1

新市名	合併の期日	備考
対馬市	平成16年 3月 1日	
杵岐市	〃	
五島市	平成16年 8月 1日	
新上五島町	〃	
長崎市	平成17年 1月 4日	琴海町 (18年 1月 4日編入)
諫早市	平成17年 3月 1日	
佐世保市	平成17年 4月 1日	宇久町、小佐々町 (18年 3月31日編入)
西海市	〃	
平戸市	平成17年10月 1日	
雲仙市	平成17年10月11日	
松浦市	平成18年 1月 1日	
島原市	〃	
南島原市	平成18年 3月31日	

《みんなで考えよう！ 合併後のまちづくり》

県政タウンミーティングIN松浦

去る三月二十一日(月)に松浦市文化会館において、松浦市、福島町、鷹島町を対象に知事との対話により、その意見を県の施策に反映させ、合併後のまちづくりを支援するためのタウンミーティングが開催されました。

長崎県内では、離島の四地域に続いて五回目の開催となり、関係自治体の首長や地元漁業、観光の代表者等が討論を行い、会場の参加者と意見交換しながら地域の将来について考えました。

金子知事は、「この地域の合併は、地理的に特殊で全国的にも例は少ない。合併後の牽引役は大変だろう

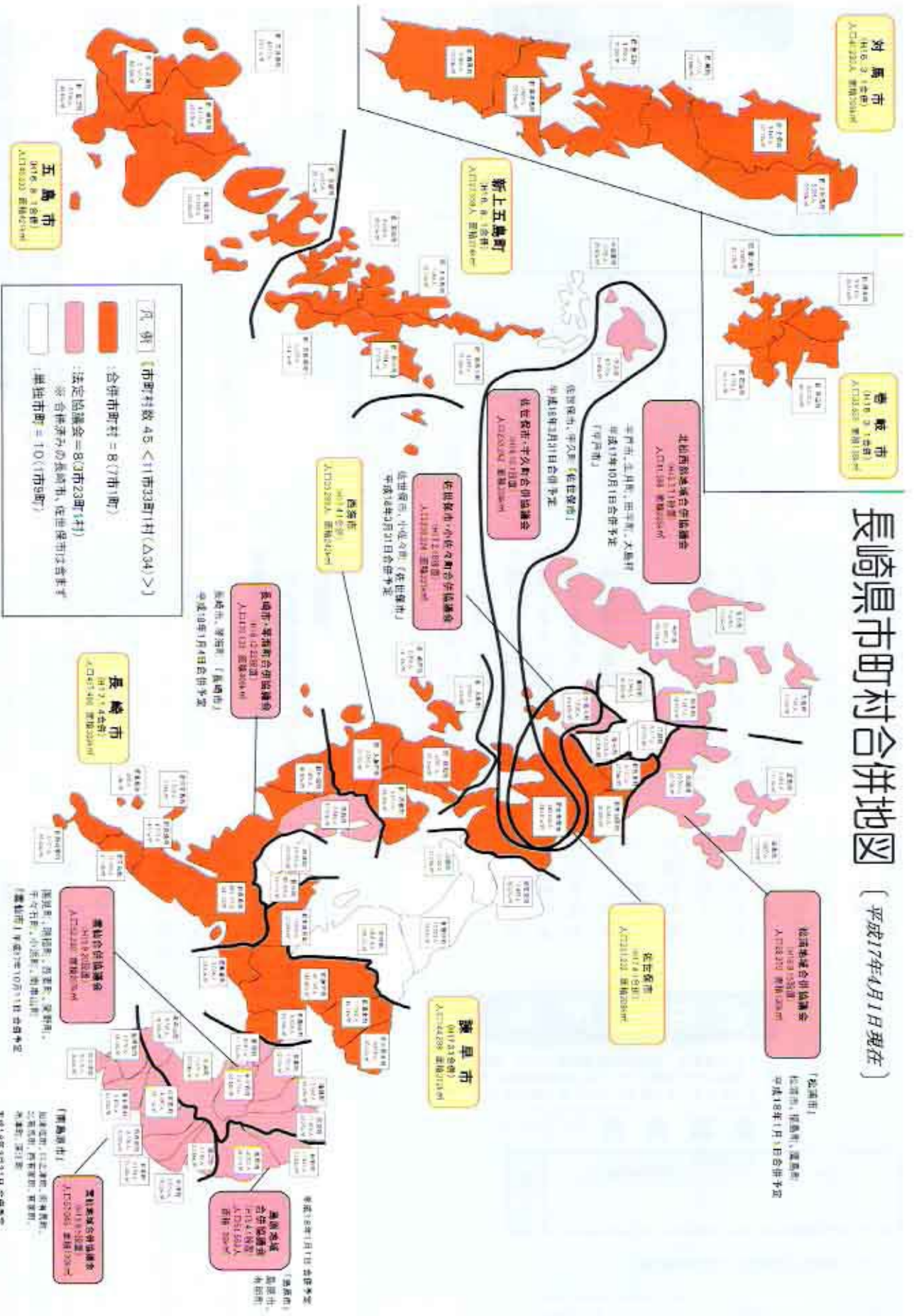
が、県としてもいろんな面でリーダーシップを発揮し、支援したい。」とあいさつ。

意見交換会では、「地場産業の育成」、「離島医療の今後」、「合併後の行政財源確保」などについて質疑が交わされ、地域に誇りや自信を持ってそれぞれの地域の個性を活かした一体感の醸成ができるよう、前向きに行動し、地域住民の要望に即した行政を行い、「一緒になって新しいこの地域を作り上げていきたい」という意見のまとめがありました。



長崎県市町村合併地図

〔平成17年4月1日現在〕



財政的な優遇措置の内容について

内容について

市町村は、合併することによって諸経費の削減が可能になるなど、より効率的な行財政の運営が可能となります。

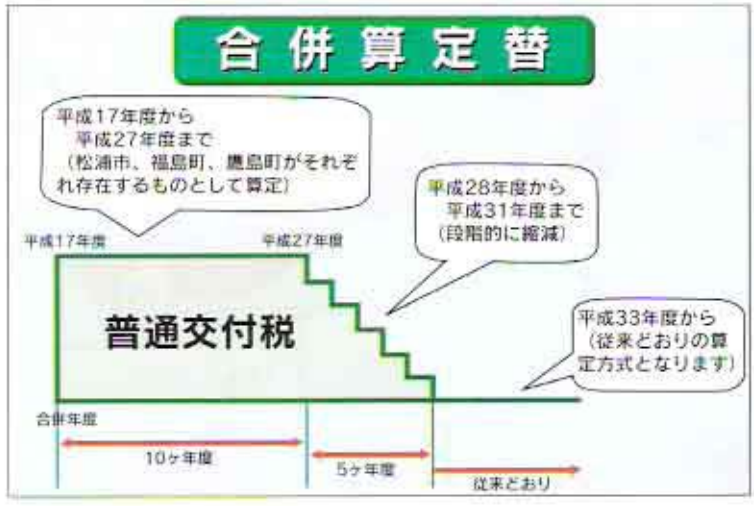
しかし、一方で合併前後は新しいまちづくりのために多額の経費を要することとなります。

そこで、国や県においては合併前後のまちづくりを支援し、更には行財政基盤の強化を図るために特例的な財政措置を講じることとしています。

①国の支援

●普通交付税の算定の特例

別表 3



(合併算定替)
普通交付税について合併年度(当地域は平成十七年度)とこれに続く十九年度は、松浦市、福島町、鷹島町がそれぞれ存在するものと仮定した算定方式により算出された合算額を下回らない額が交付されます。
その後五十九年度(二十八、三

十二年度)は、算定替増加部分が段階的に縮減され、平成三十三年度からは、従来どおりの算定方式により、新「松浦市」に対し、普通交付税が交付されることとなります。
(別表三のとおり)

●合併後のまちづくりのための建設事業に対する財政措置

主なものとしては、新「松浦市」が「新市建設計画」に基づいて行う合併に資する事業に要する経費については、合併年度とこれに続く十カ年度は「合併特例債」をその財源とすることができま

(特例債の概要は別表四のとおり)

(合併特例債の対象事業)

合併後の市町村の一体性の速やかな確立や、均衡ある発展を図り、新市の建設を総合的且つ効果的に推進するために行う公共施設の整備事業等が該当します。

***合併特例債とは?**
対象事業費のおおむね九十五%を充当でき、その元利償還金の七十%が後年度において普通交付税に参入されることとなります。

合併特例債を活用できる金額にも上限があり、定められた算式により計算すると、当地域の合併では一〇一億の標準事業費が目安となっており、そのうちの約九十六億に充当できま

す。

また、この特例債は、当地域のよう

に平成十七年三月までに市町村が議会の議決を経て、県知事に合併の申請を行い、平成十八年三月まで合併した市町村ま

でが対象となっています。
なお、この特例債は、合併新法では廃止され、十七年度以降の議決、合併した市町村には適用されません。
***合併新法(平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで)の期限立法です。**

別表 4



② 県の支援

● 市町村合併支援特別交付金

市町村の合併に伴う新市への移行準備や、新市建設計画の実施を支援するための交付金制度です。

当地域においては、八億円が交付限度額となっています。

基本的には合併年度とその後十カ年度に実施する対象事業に交付されますが、合併に際し、前もって準備が必要な事業にも活用できることから、松浦市、福島町、鷹島町のどの窓口へ行っても同じような行政サービスが受けられるよう、この交付金により電算システムの整備統合を合併までに行うようにしています。

- （交付金の主な対象事業）
- ・ 広域行政サービスシステム
 - ・ 行政サービスの格差是正
 - ・ 合併関係市町村の区域間

の交流を促進する事業

● 第十一回協議会の
主な内容

平成十七年三月二十日
松浦市生涯学習センター

議決事項

〔議案第一号〕

● 平成十七年度合併協議会会計予算について

合併協議会は、合併期日の前日まで存続することとなり、その間の予算が次の表（別表五）のとおり承認されました。



別表 5 平成17年度松浦地域合併協議会会計予算

(歳入)

項目	金額	備考
負担金	10,500,000円	@3,500千円×3市町
県支出金	6,000,000円	@2,000千円×3市町
繰越金	1,000円	前年度繰越金
諸収入	1,000円	預金利息等
合計	16,502,000円	

(歳出)

項目	金額	備考
事業費	10,186,000円	協議会運営及び事業推進に係る経費
事務局費	6,166,000円	事務局運営に係る経費
予備費	150,000円	
合計	16,502,000円	

別表 6

合併協議会開催スケジュール予定表

回	開催月日		時間	開催場所
12	平成17年	5月30日 (月)	10:00	松浦シティホテル
13	平成17年	7月20日 (水)	10:00	松浦市
14	平成17年	8月24日 (水)	10:00	松浦市
15	平成17年	10月19日 (水)	10:00	松浦市
16	平成17年	11月15日 (火)	10:00	松浦市
17	平成17年	12月 未定 (未定)	10:00	松浦市

協議事項

● 〔協議第五十二号〕
今後の協議会の進め方について

合併協議会は、六月及び九月の議会定例会開催月を除き、今後合併までに六回の協議会を予定しています。（別表六のとおり）

新「松浦市」の「市章」を募集!!

新市のまちづくりの基本理念にふさわしいシンボルマークとなる「市章」の制定については、公募によることとし、次のとおり確認されました。

入していただきます。

●募集の期間

平成十七年五月一日から平成十七年六月三十日まで（二カ月間）

ご持参される方は、土、日、祝祭日を除きます。

●応募の方法

・どなたでも応募可。一人何点でも応募できます。
・応募は封書によるものとし、所定の事項（氏名やデザインの趣旨等）を記

●賞金等

・最優秀賞（一点）・・・三十万円
・優秀賞（四点）・・・一万円相当の地域特産物

●選考方法

・市章の選定委員会で候補作品を五作品選考し、協議会で作品を決定します。

●その他

詳細については五月上旬、全世帯に「募集用チラシ」を配布いたしますのでご覧下さい。

協議会だより第6号のお詫びと訂正

第6号の「協定項目の確認内容のお知らせ」について、内容に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

	誤	正
協議会だよりP5 10 地方税の取扱いに関する事	(2) 軽自動車税の納税義務者は、現行のとおりとし、税率に300円とする。	(2) 軽自動車税の納税義務者は、現行のとおりとし、税率については、松浦市及び福島町の例による。弁償金については、300円とする。
協議会だよりP5 10 地方税の取扱いに関する事	(3) 入湯税の税率については、福島町の例による。ただし、不均一課税については、合併までに調整する。これを新市に引き継ぐ。	(3) 入湯税の税率については、福島町の例による。ただし、不均一課税については、合併までに調整する。
協議会だよりP5 12 地域審議会の設置に関する事	12 地域審議会の設置に関する事新市において地域審議会を設置する。なお、地域審議会の組織及び運営等については、法律の定めるところにより別紙のとおりとする。	12 地域審議会の設置に関する事新市において地域審議会を設置する。なお、地域審議会の組織及び運営等については、法律の定めるところにより別紙のとおりとする。
協議会だよりP9 33 環境衛生関係事業の取扱いに関する事	(16) 環境物品等の調達方針、一般廃棄物処理基本計画、球温暖化対策実行計画等については、新市において新たに策定する。	(16) 環境物品等の調達方針、一般廃棄物処理基本計画、地球温暖化対策実行計画等については、新市において新たに策定する。

ご質問・ご意見については!?

合併に関するご意見・ご質問がありましたら合併協議会事務局までお尋ね下さい。

松浦地域合併協議会事務局

松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）
TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表）
FAX 0956-72-4771
ホームページ http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/
Eメール matsugappei@wine.ocn.ne.jp

～ お知らせ ～

協議会だよりの発刊については、協議会の開催状況に併せて行いますので、今後は毎月ではなく、随時発刊といたします。